

第2弾がんばるお店・お宿応援事業補助金のご案内

-テイクアウト・デリバリーや店内の感染防止対策のための
取り組みを応援します!!-

1.事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している飲食業、宿泊業を営む中小企業及び個人事業主が実施するテイクアウト・デリバリーや店内の感染防止対策等の取組を支援します。

2.対象者

県内で営業する飲食店、宿泊施設を営む中小法人及び個人事業主
(テイクアウト・デリバリー専門店を営む事業者は除きます)
(主たる事業所が県外にあっても対象となります)

3.募集期間

令和3年4月1日(木)～令和3年7月31日(土) 消印有効
※予算枠に達し次第、募集を終了しますので、お早めに申請をお願いします

4.補助対象事業

- ①テイクアウト・デリバリーの実施
- ②地元食材を使用した新商品開発
- ③感染防止対策 等

5.対象経費

店舗改装・工事費、資料作成費、広告宣伝費、印刷費、リース料、委託費、材料費(酒類は除く)、外注費、設備・備品購入費、消耗品費等

6.補助対象期間

令和3年4月1日(木)～令和3年6月30日(水)
※上記期間に発注、契約、購入、納品されたものが対象となります

7.補助金額

(補助下限額・上限額)

1店舗あたり下限額5万円～上限額10万円の定額補助(消費税は対象外)
※条件に該当する店舗を複数経営されている場合、上限額は10万円×店舗数となります
(但し、下限の金額未満の場合、補助金は支給できません。)
申請は店舗ごとではなく、**中小法人または個人事業主単位で行なってください。申請は1回のみです。**

8.申込方法

下記、住所にレターパックライトで郵送して下さい。
※事業完了後に申請書兼報告書として様式第1と添付書類(領収書等)をご提出ください。
(要領・様式等掲載サイト:<https://www.chuokai.com>でご確認ください)

確認事項(必ずご確認ください)

- ・申請は飲食業、宿泊業の2業種に限定。
- ・申請される店舗全ての営業許可証の写し(下記のいずれか)を提出していただく必要があります。
飲食業:飲食店営業許可証、喫茶店営業許可証
宿泊業:ホテル営業許可証、旅館営業許可証、簡易宿所営業許可証
- ・申請前に必ず募集要領をご確認ください。
- ・中小法人の範囲については、下記の表の業種ごとに、資本金または従業員数のいずれかに該当することが必要です。(中小企業基本法に定める中小企業者)

業種	資本金	従業員数
飲食業	5,000万円以下	50人以下
宿泊業	5,000万円以下	200人以下



【お問い合わせ先】※対応時間：平日9時～17時

兵庫県中小企業団体中央会 第2弾がんばるお店・お宿応援事業補助金事務局
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16-3 兵庫県県民会館3階
TEL: 078-595-9008